

羽村市水上公園 整備基本計画

令和 8 (2026) 年 3 月

羽 村 市

目次

第1章	はじめに	
1.	背景と経緯	1
第2章	現況把握	1
1.	対象施設の概要	2
2.	法令・計画の位置付け	4
	(1) 羽村市条例	4
	(2) 関係法令	4
	(3) 市の上位関連計画との整理	5
3.	水上公園の現状と課題	6
	(1) プールの運営状況	6
	(2) 施設・設備の現況	9
	(3) 管理棟の現況	10
3.	プール以外の利活用の取組	11
	(1) 利活用の取組と評価	11
第3章	市民ニーズの把握と整理	
1.	調査の概要	12
	(1) 羽村市子ども・子育てに関する調査	12
	(2) 水上公園の今後の活用に関するアンケート調査	12
	(3) 水上公園の今後の活用に関するニーズ調査	13
	(4) 遊び場づくりワークショップ	13
	(5) 市内関係団体へのヒアリング・アンケート調査	14
2.	市民ニーズの整理	15
第4章	今後の方針	
1.	プール施設の廃止	16
2.	子供の遊び場の整備	17
	(1) 背景と位置付け	17
	(2) 目的とコンセプト	18
	(3) 基本方針	19
	(4) 事業スケジュール	20
第5章	整備計画の概要	
1.	概要図	21
	(1) 屋外ゾーン	21
	(2) 屋内ゾーン（管理棟）	22

第1章 はじめに

1. 背景と経緯

多摩川の豊かな自然を望む羽村市水上公園（以下、「水上公園」という。）は、昭和47年に町営プールとして開園し、平成8年の大規模改修を経て、流れるプール等を備えた施設にリニューアルしました。その後も、例年、子供や親子連れで賑わい、多くの市民から親しまれる施設として供用してきました。

一方、施設や設備の老朽化が顕著となり、毎年必要な修繕を実施し、安全性の確保と機能維持を図りながら運営してきました。

しかしながら、平成30年に流れるプールの主要なポンプ設備が故障し、再開には多額の修繕費用を要すること、また今後の突発的な施設・設備の故障等のリスクが懸念されたことから、それ以降プール施設としての利用を休止しました。

休止後、市民からは、子供の「夏休みの思い出づくりの場」として、プール施設の再開を望む声が多く寄せられたため、市では限定的な活用を進める一方で、令和7年度を目途に新たな活用方法等について検討することとしました。

検討に当たっては、令和3年度に防衛省の補助金を活用した休憩施設のベンチ・テーブル設置、令和4年度からの一部既存設備を利用した幼児向けの水遊び場「じゃぶじゃぶ池」を実施しました。あわせて、施設の有効活用に関する民間事業者へのサウンディング調査や、国・東京都における活用可能な補助事業の調査を進めるなど、段階的な取組を実施してきました。

令和7年度には、庁内関連部署による「羽村市水上公園及び周辺環境の整備計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、水上公園の今後の活用について検討を重ね、「羽村市水上公園整備基本計画」として整理しました。

第 2 章 現況把握

1. 対象施設の概要

本事業の対象となる、水上公園とその周辺環境の概要は以下のとおりです。

表 1-1：対象施設の概要

名称	羽村市水上公園	
所在地	羽村市羽中 4 丁目 9 番 1 号 (JR 青梅線羽村駅西口徒歩 15 分程度)	
敷地面積	9,575 m ²	
土地所有者	羽村市	
施設の変遷	昭和 47 年度	市営のプール施設として供用開始
	平成 08 年度	大規模改修 (現在の施設へ)
	平成 30 年度	ポンプ設備等の故障により休止
	令和 03 年度以降	利活用に向けたテスト事業実施 ・じゃぶじゃぶ池 (夏季期間) ・花と水のまつりのメイン会場として使用
関連法令等	羽村市水上公園条例、羽村市公園等施設維持保全計画	
都市計画法上の位置づけ	都市計画緑地の「多摩川緑地」内にある都市計画施設	
用途地域	第一種低層住居専用地域	
建ぺい率・容積率	30%・50%	
高度地区	第 1 種高度地区	
防火・準防火地域	指定なし	
地域防災計画	位置付けなし	
洪水・土砂災害、ハザードマップ	氾濫流及び河岸浸食が発生するおそれのある区域	
管理棟	鉄筋コンクリート造 2 階建て (床面積 728 m ²)	

— — 河川区域線 (国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「河川区域・河川保全区域平面図」をもとに作成)

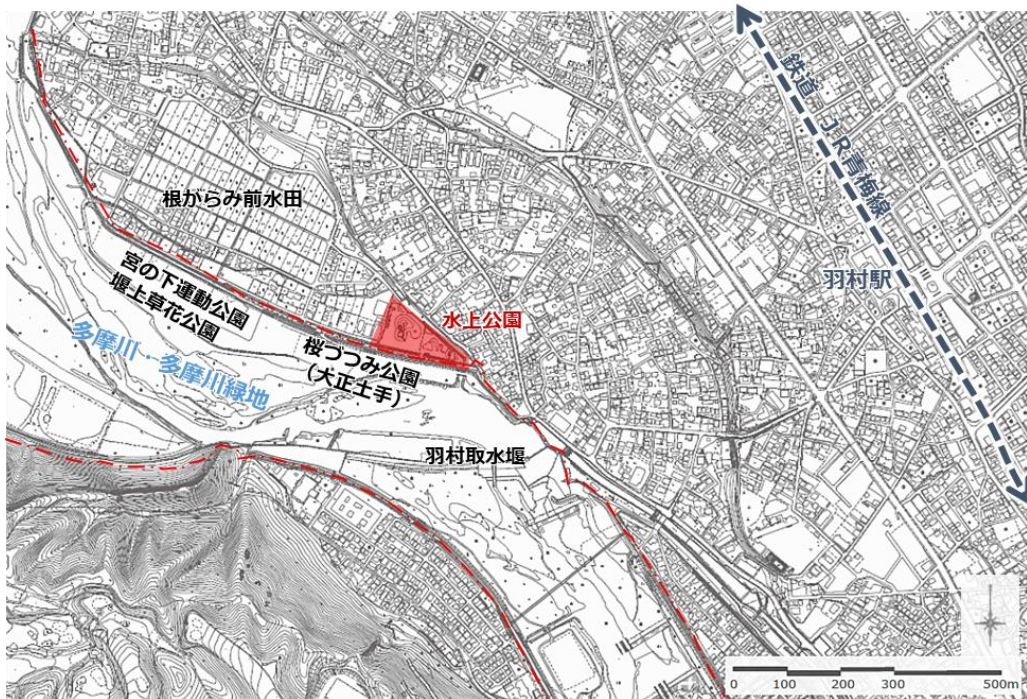


図 2-1：対象施設位置図



図 2-2 : 対象施設平面図

2. 法令・計画の位置付け

(1) 羽村市条例

羽村市が定める各種条例において、本事業に係る項目は以下のとおりです。

- ・羽村市水上公園条例（平成17年10月4日条例第27号）
- ・羽村市立公園条例（平成12年3月31日条例第30号）

(2) 関係法令

本事業に係る関係法令の項目は以下のとおりです。

・都市計画法

【計画地の用途地域】 第一種低層住居専用地域（建蔽率 30%、容積率50%）

【建築できる建物】 規定の建物以外は建築できないため、管理棟の大規模な修繕及び模様替えをする場合にはその機能や用途について留意する。※「大規模」とは、建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕、模様替えをいう。

【計画規模】 建築面積の割合100分の2を遵守する。ただし、都市公園法施行令第6条により、公園施設の種類によりこれを超える（休養施設、運動施設、教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合は+10%）ことができる。

・建築基準法

【計画地の位置づけ】 都市計画法における用途地域内の建築物の制限と同様とする。

・都市公園法

「都市公園の保存」について、第16条に定めるとおり遵守し、公園の整備にあたってみだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

・その他

・「東京都福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル令和5年10月改定）」の整備基準に準拠した整備を検討する。

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の移動等の円滑化の基準に準拠した整備を検討する。

・園内トイレ、管理棟の大規模改修を行う場合は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に該当するため、これを遵守する。

・計画地の整備は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に該当するため、これを遵守する。

(3) 市の上位関連計画との整理

本事業に係る市の上位関連計画は以下のとおりです。

【上位計画】

- ・第六次羽村市長期総合計画 /令和4(2022)年2月
- ・羽村市こども計画 /令和7(2025)年3月

【関連計画】

- ・羽村市都市計画マスタープラン /平成20(2008)年3月 ※令和9年度改訂準備中
- ・第二次羽村市環境とみどりの基本計画 /令和6(2022)年3月
- ・羽村市公園等施設維持保全計画 /令和6(2024)年3月 改定
- ・羽村市公共施設等総合管理計画 /令和6(2024)年3月 改定
- ・公共施設再配置構想(たたき台ver.2) /令和8(2026)年3月 ※令和8年9月頃構想策定予定
- ・第六次羽村市地域福祉活動計画 /令和6(2024)年3月 変更
- ・羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画/令和2(2022)年3月改定
- ・羽村市地域防災計画 /令和6(2024)年12月 修正

上位関連計画が示す本市の課題・取り組みを以下のようにまとめることができます。

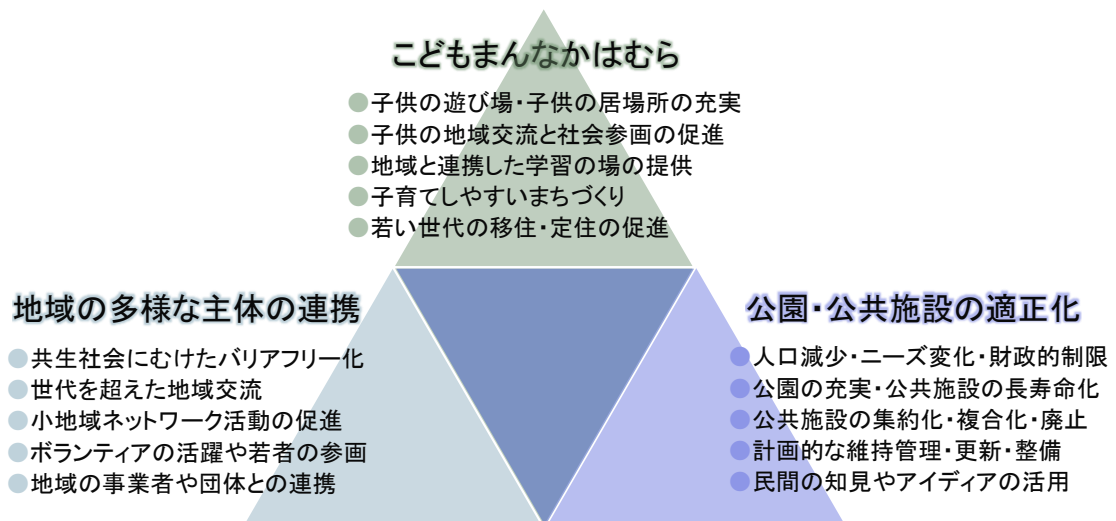


図 2-3 : 上位関連計画のまとめ

3. 水上公園の現状と課題

(1) プールの運営状況

プール運営時の状況と課題は以下のとおりです。

① 利用者の状況

利用者数は、平成22年度には大規模改修後最高の42,638人を記録しました。

しかしながら、利用者数は平成22年度をピークに減少傾向が続き、プール休止の前年度である平成29年度には最盛期の約半分の水準の20,007人まで落ち込んでいます。

子供の利用者も同様に、平成22年度と平成24年度に約25,000人を記録しましたが、その後は減少傾向が続き、平成29年度には約13,000人となりました。大人の利用者も平成22年度の約17,000人から平成29年度には約7,000人へと大幅に減少しました。約8年間で利用者数が半減しています。

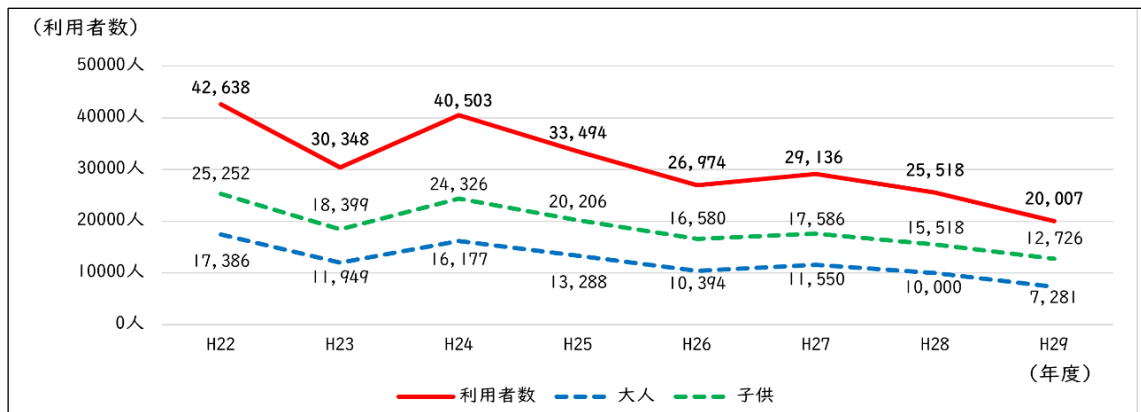


図 2-4：利用者数の推移

② 運営・維持管理費の状況

平成22年度から平成29年度にかけて、利用料収入が約900万円から約400万円へと半減する一方で、委託料を中心とした市の歳出は年間約1,700～1,800万円で推移しています。さらに平成22年度に約700万円、平成29年度に約1,200万円の大規模な修繕費等の臨時的支出が発生しました。

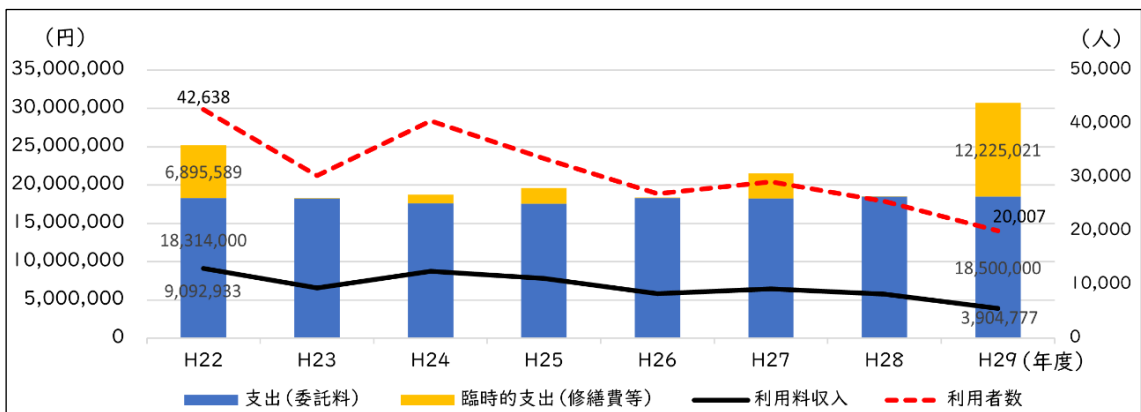


図 2-5：収支状況の推移

③ 利用料金の状況

市民プールの利用料金の設定にあたっては、施設の特性や受益者負担の適正化の観点から、市と市民の負担額を定めています。

一方、利用者数の減少に伴い利用料収入が低下する中で、プール施設を継続する場合には、収入を確保するための改善案として、利用料金の見直しを検討する必要があります。

しかしながら、現行料金の2倍の設定をした場合においても、継続的な利用者数の減少傾向が続くことや物価高騰への対応を踏まえると、収入改善に繋げることは困難な状況です。

表2-1：利用料金の見直し検討

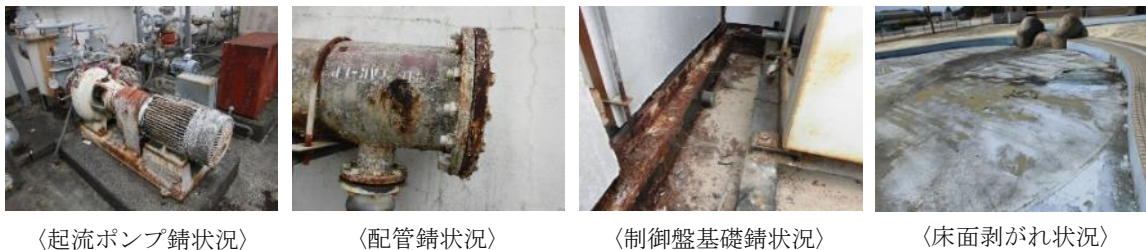
利用者 (平成29年度実績)		現行利用料金		現行料金×1.5		現行料金×2.0	
区分 2時間	利用者 (人)	利用料金 (円)	収入 (千円)	利用料金 (円)	収入 (千円)	利用料金 (円)	収入 (千円)
大人	7,281	300	2,184	450	3,276	600	4,369
子供	12,726	100	1,273	150	1,909	200	2,545
-		計	3,457	計	5,185	計	6,914

④ 施設・設備の老朽化状況

平成8年度のリニューアルから約30年が経過したプール施設・設備は、製造元が推奨する更新期間を大幅に経過しており、故障の発生や不具合、錆などの老朽化が顕著です。

また、一部の設備では既に部品供給が終了しており、故障時の修理が困難な状況にあります。

プール施設の機会設備は、衛生管理に伴い高濃度の塩素を使用することで錆や老朽化が発生しやすく、加えて年間45日程度の季節的な稼働に伴い、可動部の固着や内部での錆の発生など、常時稼働している設備に比べて耐用年数が短くなる傾向にあります。



〈起流ポンプ錆状況〉

〈配管錆状況〉

〈制御盤基礎錆状況〉

〈床面剥がれ状況〉

図2-6：主要施設・設備の老朽化状態

表2-2：更新が必要な施設・設備の概算工事費

設備名称	内訳	数量	単位	概算費用 (円)
起流ポンプ	オーバーホール	3	台	24,000,000
ろ過装置	新規交換	4	台	55,400,000
給水ポンプ	新規交換	4	台	3,500,000
滝・流れポンプ	新規交換	1	台	6,200,000
ろ過ポンプ附带設備	新規交換	1	箇所	2,700,000
排水ポンプ	新規交換	2	台	1,600,000
床面塗装	新規遮熱塗装	1	面	18,500,000
	計			111,900,000

※平成30年度時点

⑤ 気候変動への対応

近年の記録的な猛暑日の継続により、屋外プールでは利用者の熱中症リスクが著しく高まっており、特に体温調節機能が未発達な子供や調節能力が低下した高齢者にとって深刻な安全上の懸念となっています。

加えて、急激な気候変動に伴うゲリラ豪雨や突発的な落雷などの予測困難な気象現象が頻発し、従来の天候予測では適切な安全管理が困難な状況が生じています。

さらに、監視員等のプール従事者も、長時間の屋外作業による熱中症や気象災害のリスクが高まっており、従事者の安全確保と利用者の安全管理を同時に行う必要があります。

令和4年度から、水上公園の利活用の取組として親水ゾーンにおいて夏季期間に「じゃぶじゃぶ池」を実施したが、熱中症警戒アラート発令時や台風等の発生時を臨時閉園としており、令和7年度は開園予定日数の約半数が気象状況により閉園となりました。

表 2-3：令和7年度じゃぶじゃぶ池の開園状況

実績（日間）					
開園予定 日数(a)	開園 (b)	臨時閉園			開園率 (b/a)
		臨時閉園の理由		開園率 (b/a)	
		熱中症警戒 アラート発令	台風等の 気象状況		
52	28	24	21	3	53%

⑥ 市民アンケート・ニーズ調査の結果

※開園日：7月11日から8月31日まで

令和7年7月に実施した全市民対象の「水上公園の今後の活用に関するアンケート」では、641件の回答がありました。

質問項目の「今後の活用について」の結果は、上位から市が考える「子供の遊び場への整備」が308件（48%）で最多となったものの、「プールの再開」が271件（42%）で、ほぼ同程度の回答となりました。

⑦ 多摩地域の屋外プールの状況

令和6年度末時点の調査結果によると、多摩地域26市のうち17自治体に屋外プールが28施設あり、そのうち休止が7施設、廃止が5施設となっています。

隣接自治体の管理・運営状況について、青梅市が2施設、福生市が1施設を運営しており、あきる野市は老朽化が著しいため休止しています。

民間施設では、西多摩広域行政圏協議会の連携の取組として、あきる野市の「サマーランド」で羽村市民デーを開催しており、優待料金での利用が可能です。

表 2-4：休廃止の理由・代替

項目	休廃止の理由	代替案
休止	老朽化が著しく安全・安心な運営ができない（7施設）	なし
廃止	利用者数の減少、老朽化対策に伴う大規模改修に多額の費用が必要（2施設）	一部学校開放、近隣プール案内

(3) 管理棟の現況

管理棟の施設・設備の状況について調査を実施しました。

管理棟 2F

⑪管理棟内の階段

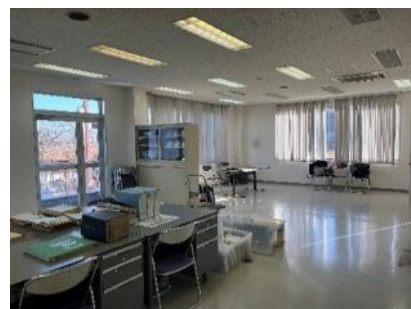


・外観的に著しい劣化は見られない。

⑫廊下

・外観的に著しい劣化は見られない。

⑰事務室



・外観的に著しい劣化は見られない。
 ・ブラインドなどの備品に利用できないものがある。
 ・窓から見える多摩川への眺望が良い。

⑮会議室



・外観的に著しい劣化は見られない。

⑱監視モニター



・部分的に機能しているが、実際に運用するためには設備の更新が必要である。

⑬トイレ・シャワー室



・出入口の段差、旧式の洗面台、和式便器などバリアフリー対応の施設ではない。

⑭更衣室



・外観的に著しい劣化は見られない。
 ・北側更衣室の窓から田園風景、丘陵地の緑が見られる。

⑯従業員控室



・外観的に著しい劣化は見られない。
 ・畳スペースには段差があり、畳の劣化も見られる。

⑲監視室



・2階の基本床面から一段上がったレベルにある。

⑳救護室



・外観的に著しい劣化は見られない。
 ・公園部分からスロープを利用してアクセスできる。

㉑階段



・1階更衣室から管理棟2階、公園部分につながる階段。
 ・階段の蹴上や踏み板のブロックに割れなどがある。

㉒スロープ



・管理棟1階から公園部分、管理棟2階救護室につながるスロープ。事務室などは階段のみで接続している。

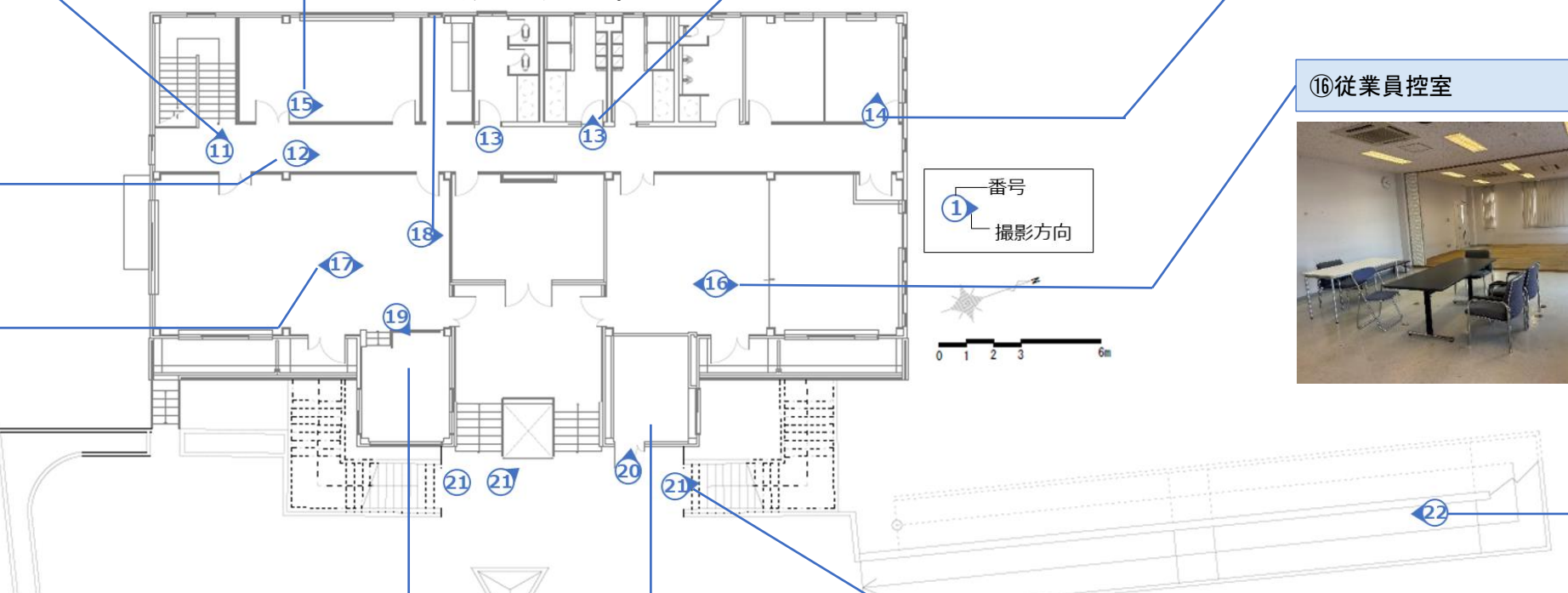


図 2-8: 管理棟の現況図 (2F)

3. プール以外の利活用の取組

(1) 利活用の取組と評価

水上公園の今後の活用に当たり、プール以外の利活用についても検討を行いました。実施済みの「じゃぶじゃぶ池」、検討中の「子供の遊び場整備事業」に加え、その他想定されるプール以外の活用の取組について、「①通年利用の可能性、②実現の可能性、③費用対効果、④民間活力の導入」の4つの視点から事業の有効性を評価し「A」＝有効である、「B」＝概ね有効である、「C」＝有効性が低いに分類しました。

各事業及び想定される取組の評価を比較した結果、事業の有効性において「子供の遊び場整備事業」の評価が最も高くなりました。

なお、「子供の遊び場整備事業」において、「④民間活力の導入」を「C」に分類したが、地域の関係団体や事業者との連携など、段階的な民間活力の導入が可能と考えられます。

表 2-5：実施した取組と評価

取組内容と成果						評価（検討視点） ※A～C（Aが最高評価）					
事業名	内容	実施主体	実施時期	費用（千円）	成果（見込含む）	①	②	③	④	評価の論点	事業の有効性
じゃぶじゃぶ池	子供や親子を対象に、既存の親水ゾーン（幼児プール）を活用したじゃぶじゃぶ池事業（徒歩池：水深30cm程度）を実施した。	市	夏季期間（7月～8月）	R4：4,919 R5：4,096 R6：4,565 R7：4,767	【利用者数（開園日数）】 R4：5,786人（69日） R5：3,065人（61日） R6：1,510人（39日） R7：966人（28日）	B	A	B	C	プール再開要望を受けて実施したところ、一定の利用は見受けられた。しかしながら、記録的な猛暑日や急激な気候変動への対応により臨時閉園が頻発したこと、費用対効果が低いことから、継続的な活用の有効性は低いと評価した。	B
子供の遊び場整備事業	東京都の補助事業を活用し、水上公園を子供の遊び場として整備する。整備にあたっては、子供を主役に、広く市民から意見聴取し整備内容に反映させる。	市	通年	単年度最大1億円（最大3年）※全額補助	土地区画整理事業が実施されていない地域では、街区公園がないため、通年利用できる街区公園相当の公園を確保できる。また、市の財政負担もない。	A	B	A	C	アンケートでは、プールの休止により子供たちの遊び場がなくなったことから、遊び場の整備への要望が多くあった。市民の意見を整備に反映しやすく、市民ニーズに対応できること、東京都の補助事業の活用で市の財政負担がないことから、事業の有効性は高いと考えられる。	A
イベント活用	市の催し「花と水のまつり」のメイン会場として令和3年度から使用している。また、民間事業者主催のイベントで使用した。	市 民間事業者	通年	事業者負担	花と水のまつりでは、メイン会場としてキッチンカーの出展やステージでの演出などにより多くの利用があった。	B	B	B	B	市の催しや民間事業者のイベント会場としての活用については、有効性が高いと考えられる。しかしながら、利用期間は短期的であり、継続的な利用が必ずしも見込めないため、一時的な活用に限定されると考えられる。	B
施設の貸出	市のフィルムコミッション事業として、撮影のロケ地として活用する。	民間事業者	通年	事業者負担	他施設では、ロケ地の巡礼者により市外からの訪問者が増加している。同様に羽村市においても、観光客の増加や経済効果が期待される。	C	C	A	A	一時的な活用の有効性は高いが、効果が短期的で持続可能性に欠けるため、市民サービスの向上及び抜本的な施設の利活用に繋がらないことから、継続的な活用の有効性は低いと考えられる。	B

表 2-6：民間事業者へのヒアリング調査を行った取組と評価

取組内容と成果						評価（検討視点） ※A～C（Aが最高評価）					
事業名	内容	実施主体	実施時期	費用（千円）	成果（見込含む）	①	②	③	④	評価の論点	事業の有効性
釣り堀・養殖事業	プール施設を活用した、鱒の釣り堀及び養殖	民間事業者	通年	事業者負担	観光誘致・地域活性化	B	C	B	B	民間主体で実施するため実現可能性はあるが、気象などの自然条件に左右される事業であり高いリスクを伴うと考えられる。また、撤退後は活用方法の検討を改めて行う必要があり、市民サービスの向上に直結しないため、一時的な活用に限定されると考えられる。	C
アウトドア施設としての水上公園及び周辺の整備	市と民間事業者が共同出資で、水上公園及び周辺環境を活用し、キャンプ等の自然体験・遊びができるアウトドア施設として整備し、収益事業として市民や市外からの利用を図る。	市 民間事業者	通年	市・事業者負担	観光誘致・地域活性化	A	C	C	A	アウトドアレジャーの日常化により一定の事業効果は期待できるが、近隣の青梅市、奥多摩町、檜原村はアウトドア施設・環境のポテンシャルが高く、すでに競争優位性を確立しているため、羽村市での実施の必要性は低いと考えられる。また、市外向けの要素が強く、市民サービスの向上に繋がる可能性が低いため、事業の有効性は低いと考えられる。	B

第3章 市民ニーズの把握と整理

1. 調査の概要

(1) 羽村市子ども・子育てに関する調査

令和5年度に実施した「羽村市子ども・子育てに関する調査」より、本事業に係る市民ニーズを抽出しました。

【調査概要】

- ・調査名 : 羽村市子ども・子育てに関する調査
- ・実施目的 : (仮称) 羽村市子ども計画を策定するための基礎資料とする。
- ・実施対象 : ①就学前児童 (就学前の児童を無作為に1,000人抽出)
②就学児童 (小学校就学年齢にある児童を無作為に600人抽出)
- ・実施期間 : 令和5年11月15日 (木) ~12月8日 (金)
- ・実施方法 : 郵送によるアンケート調査
- ・回収状況 : ①就学前児童 (抽出数:1,000/ 回収数:465/ 回収率:46.5%)
②就学児童 (抽出数:600/ 回収数:314/ 回収率52.3%)

(2) 水上公園の今後の活用に関するアンケート調査

令和7年度、市民を対象に実施した「水上公園の今後の活用に関するアンケート調査」より、市民ニーズを収集しました。

市の考え(調査の前提条件として提示)

- ・プールの運営は、熱中症対策やゲリラ豪雨等の気候変動への対応が困難なこと、さらに老朽化した施設・設備への投資や利用者及び収入の減少等、今後これらの投資に見合う市民サービスとして効果が見込みにくい現状を踏まえ、将来的な費用対効果の面から、プールの再開は困難と捉えている。
- ・一年を通じ、豊かな自然環境という立地を活かし、次世代を担う子供が伸び伸びと遊び、学ぶことができる「子供の遊び場」として活用することを検討していく。

【調査概要】

- ・調査名 : 水上公園の今後の活用に関するアンケート調査
- ・実施目的 : 水上公園の今後の活用に関する検討にあたり、広く市民の意見を聴取し、今後の取組や検討を推進するための貴重な資源として活用する。
- ・実施対象 : 全市民 (全世帯)
- ・実施期間 : 令和7年7月1日 (火) ~7月31日 (木)
- ・周知方法 : 広報はむら7月1日号、配信メール (公式LINE連動)、親水公園じゃぶじゃぶ池
- ・回答方法 : Logoフォームで回答 (選択式・自由記述) ※必要サンプル数を400件と設定
- ・回答数 : 641件

(3) 水上公園の今後の活用に関するニーズ調査

令和7年度、市民と産業のまつりにおいて実施した「水上公園の今後の活用に関するニーズ調査」より、市民ニーズを収集しました。

【調査概要】

- ・調査名 : 水上公園の今後の活用に関するニーズ調査
- ・実施目的 : 水上公園整備事業の着手にあたり、子供を対象に広く意見を聴取し、今後の検討を推進するための貴重な資源として活用する。
- ・実施対象 : 「市民と産業のまつり」に来場した子供（親子）
- ・実施期間 : 令和7年11月1日（土）～11月2日（日）
- ・実施方法 : 羽村市子どもの居場所づくり協議会との協働によるワークショップ形式（付箋と爪楊枝で作成した宣言フラッグに意見を記入し、スチレンボードに貼付した水上公園の平面図上の対象場所に旗を立てる。）
- ・回答数 : 157票

(4) 遊び場づくりワークショップ

令和7年度、本事業において「遊び場づくりワークショップ」を2回実施し、市民ニーズを収集しました。

【第1回 実施概要】

- ・実施目的 : 本事業について、市の考えを伝え、市民の意見を得る「対面」の場を設け、「意見交換」をすること
- ・実施日時 : 令和8年2月14日（土）10:00～11:30
- ・募集方法 : 配信メール、市公式LINE、市広報誌
- ・参加数 : 4名

【第2回 実施概要】

- ・実施目的 : 子供に主体的に関わってもらいながら、水上公園の魅力、遊び方や過ごし方について意見を得ること
- ・実施対象 : 子供・親子・公園づくりに関心がある方
- ・実施日時 : 令和8年2月14日（土）13:30～16:00
- ・募集方法 : 配信メール、市公式LINE、市広報誌
- ・参加数 : 28名（子供:13名、大人15名）

(5) 市内関係団体へのヒアリング・アンケート調査

令和7年度、本事業において「市内関係団体へのヒアリング・アンケート調査」を実施し、市民ニーズを収集しました。

【実施概要】

- 調査名 : 市内関係団体へのヒアリング・アンケート調査
- 実施目的 : 子供たちを近くで見守っている保育園・幼稚園・団体を対象に、広く遊びの状況や取組、意見やアイデアを募ること
- 実施対象 : ①ヒアリング調査 : 市内関係団体へのヒアリング
②アンケート調査 : ヒアリング実施対象外の関係団体
- 実施期間 : ①ヒアリング調査 : 令和8年2月23日 (月)
②アンケート調査 : 令和8年2月16日 (月) ~ 令和8年2月24日 (火)
- 実施方法 : ①ヒアリング調査 : 対面
②アンケート調査 : 資料配布、WEBフォームでの回答受付

表 3-1 : 調査対象団体と調査方法

調査	属性	団体名称	所在地・拠点	子供・クラス数
①ヒアリング調査	ボランティア団体	はむらプレーパークの会	堰下レクリエーション広場	-
②アンケート調査	幼稚園	羽村善隣幼稚園	双葉町	41人, 3クラス
	幼稚園	富士学院幼稚園	神明台	88人, 4クラス
	認証保育所	チューリップ・こどものいえ	双葉町	30人, 6クラス
	保育園	チューリップ保育園	双葉町	35名
	認定こども園	富士みのりこども園	五ノ神	139人, 6クラス
	幼稚園	村野小鳩幼稚園	小作台	35人, 5クラス
	保育園	さくら保育園	栄町	100人, 5クラス
	保育園	社会福祉法人 玉水学園	羽東	110人, 6クラス
	ボランティア団体	はむらプレーパークの会	堰下レクリエーション広場	-
NPO	(特非)子どもと文化のNPO 子ども劇場西多摩羽村ブロック	-	-	

2. 市民ニーズの整理

市民アンケート、遊び場づくりワークショップ、関係団体ヒアリング・アンケートの結果から、市民ニーズを「①整備への反映を検討する項目」、「②中長期的な課題とする項目」に整理しました。

- ① 本事業(令和8・9年度)での整備内容として検討案とする意見（具体的な検討を進める）
 ② 現段階で安全性の担保や整備条件が十分整っていないため、中長期的な視点で調査や協議、機運の醸成などが必要となる意見

表 3-2：市民ニーズの整理

分類	市民ニーズ（意見など）
① 整備への反映を検討する項目	遊び場機能 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の活用（流れるプール/じゃぶじゃぶ池/スライダー/くるくるゲート等） ・遊具遊び（魅力的な遊具/大きな遊具/小さい子向け遊具等） ・水遊び（安全な水遊び/噴水/ミスト/自然な流れ/水場/水鉄砲/水風船等） ・体を動かす遊び・冒険遊び（アスレチック/ジップライン/プレーパーク/ロープ等） ・新たな遊び（スポーツ/乗り物遊び/アウトドア/オープンスペース/芝生/人工芝等） ・つくる遊び（ものづくり/焚き火/昔遊び/自然物で工作等） ・自然遊び（自然の豊かさを活かす/水遊び/泥遊び/ハンモック等） ・イベント（祭り/映画会/ライブ/子供マーケット/野外ステージ等） ・団体利用（屋外の自由度の高い空間/大人数で利用できる空間等）
	公園機能・管理運営など <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の活用（管理棟の活用/管理棟塗装→子供の絵/トイレの活用等） ・安全性・快適性（舗装の補修/高低差の解消/暑さ対策/日陰/クールダウン機能等） ・居場所づくり（高学年/中高生/親/世代間交流/サイクリストの休憩所等） ・子育て支援（赤ちゃん休憩室/授乳室/おむつ交換/更衣室/テントの持ち込み等） ・トイレ（洋式/キレイ/アロマ/保温便座/子供用/おむつ替え等） ・屋内休憩施設（冷房・暖房/座敷/こたつ/大人のくつろぎスペース等） ・屋外休憩施設（日陰/風除け/屋根/テント/ベンチ/藤棚+ハンモック等） ・汚れても大丈夫な施設（更衣室/シャワー等） ・飲食（飲食スペース/ピクニック/コーヒー/アイス自販機等） ・景観づくり（見晴らし/モニュメント/映えアート/フォトスポット/お花等） ・老朽化施設の補修（床の補修/入ロースロープの補修） ・安全性な舗装（すべらない・転びにくい床/コンクリート→ウッドチップ舗装） ・安全な遊び場（安全な水遊び/未就学児用の遊び場） ・整備方針（年間利用/多世代交流/多目的利用/名物公園/羽村一の魅力等） ・整備手法（子供の意見/ワークショップ/大学生の参画/より幅広い年代の参画等） ・公園一般の課題（遊具の老朽化/公園の未活用/自転車練習/居場所不足）
② 中長期的な課題とする項目	遊び場機能 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンな公園（川へのアクセス/フェンス撤去/フェンス裏高低差の活用等） ・特殊なプログラム（アースバックプロジェクト/生きものとのふれあい等）
	サービス・管理運営など <ul style="list-style-type: none"> ・飲食の提供（自動販売機/キッチンカー/近隣へのコンビニ立地等） ・アクセスの改善（駐車場/駐輪場/コミュニティバスの運行/川へのアクセス等） ・美観・景観の向上（見晴らし/フェンスの撤去等） ・管理運営のしくみ（開放時間/通年利用/撮影利用/ルールづくり等） ・プログラムの実施（自然ガイド/文化体験/おもちゃ修理/交流/イベント等） ・人材確保・育成（キーマン/グループ/近隣ボランティア/仲間づくり等） ・収益事業（キッチンカー/バーベキュー等） ・水上公園の素晴らしさを子供達に伝える・体験してもらう活動 ・多くの子供に届くよう学校を経由したイベントなどの告知 ・団体活動の課題への対策（事業資金/マンパワー/普及啓発/人材の確保・育成等）

第4章 今後の方針

1. プール施設の廃止

市では、検討委員会での検討を重ねた結果、プール施設の今後の方針について以下のとおり示します。

プール施設の廃止

水上公園は、昭和47年の開園以来プール施設として、長年にわたり多くの市民の皆様に親しまれてきました。平成8年には、大規模改修を行い、リニューアルから約30年が経過しており、施設・設備の老朽化が顕著となっています。

平成30年には、流れるプールの主要なポンプ設備が故障し、再開には多額の修繕費用を要すること、突発的な施設・設備の故障等の発生リスクが高まっていたことから、それ以降はプール施設としての利用を休止しました。

その後、プールの再開を望む市民の要望を踏まえ、再開の可能性について検討を行いました。

しかしながら、人口減少や少子化などによる利用者数のさらなる減少、記録的猛暑やゲリラ豪雨などの気候変動による安全上のリスクの増大、多額の更新費用による市の財政負担の拡大が見込まれることなど、プール施設として安定的かつ安全・安心な運営をするためには、様々な課題に対応する必要性が生じています。

こうした課題や状況を総合的に勘案した結果、安全・安心かつ市民のニーズに応え得る施設として運営を維持することが困難であると判断し、プール施設を廃止するものです。

2. 子供の遊び場の整備

(1) 背景と位置付け

市では、検討委員会での検討を重ねた結果、プール施設に代わる施設として以下のとおり示します。

子供の遊び場の整備

今後の活用検討において、有効性が高く、かつ市民アンケートでも要望の多い子供の遊び場として整備すること、また、東京都の補助事業を活用し、年間を通して利用可能な施設にすることで、より多くの市民の皆様に長期的かつ持続可能なサービスを提供していくことが有効な活用方法であるとの結論に至りました。

こうしたことから、東京都の補助事業である「子供の遊び場等整備事業」の決定を受け、『子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくり事業』として、水上公園の既存施設を活かした子供の遊び場として整備します。

本事業は、羽村市子ども計画が目指す社会「ともに はぐくみ ともに そだつ こどもまんなかはむら」の実現に向け、「こどもまんなか公園づくりプロジェクト」として、令和7年度に着手した後、子供を主役に広く市民から意見聴取しながら共に整備を進め、令和8年3月に整備基本計画（本計画）を策定、令和8・9年度で詳細設計及び整備工事を実施し、完成を目指します。

表 4-1：『子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくり事業』の概要

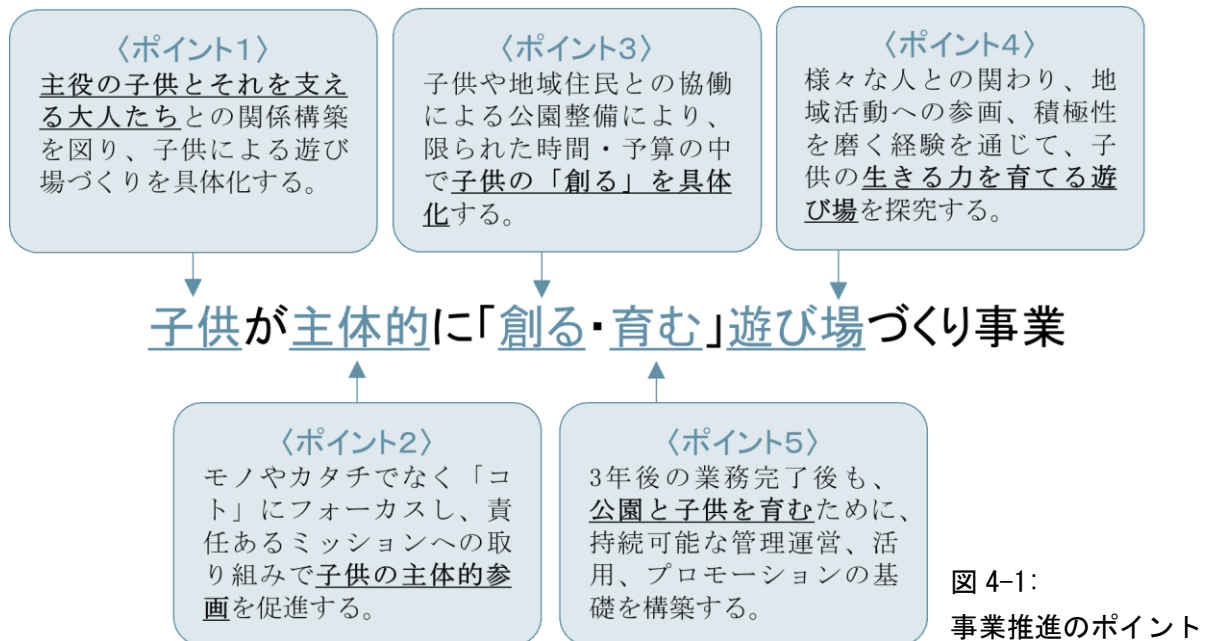
事業名	子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくり事業
事業期間	令和7年度～令和9年度（3カ年）
補助率	10/10
事業費 （予定）	〈令和7年度〉 17,600千円（委託料17,600千円） 〈令和8年度〉 93,160千円（委託料28,160千円、工事請負費65,000千円（予定）） 〈令和9年度〉 94,000千円（委託料18,000千円、工事請負費76,000千円（予定）） 【合計】 204,760千円（上限額）

(2) 目的とコンセプト

【目的】子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくりの実現

こどもまんなか公園づくりプロジェクトでは、子供が遊び場づくりに主体的に関わる過程を通じて、だれもが伸び伸びと遊び、多様な体験を通じて健やかな成長ができる「遊び場」を自ら創り上げるとともに、この遊び場への愛着と責任感を醸成します。

さらに、この事業を通じて子供が地域に関心を持ち、地域の担い手としての意識を育みながら、子供自身が活躍し、まちづくりに関わっていく機会を創出することを目的とします。



【コンセプト】自分の遊び場は、自分でつくる

「自分の遊び場は、自分でつくる」をコンセプトに、子供が企画・設計・製造・設置・運営の各段階で主体的に遊び場づくり関わる事業を展開します。大人は、子供のアイデアや思いを引き出し、一緒に形にするとともに、実現できないことについては丁寧に理由を伝えることで、子供が社会のルールなどを学ぶ機会にもなるよう取り組んでいきます。



(3) 基本方針

事業の目的やコンセプト、上位関連計画、市民ニーズなどを踏まえて、以下のとおり基本方針を示します。

表 4-2: 調査・検討結果の整理と整備計画の基本方針への展開

検討項目	検討結果・今後の活用方針
今後の方針 本書第4章.1・2	<ul style="list-style-type: none"> ●羽村市水上公園における「プール施設の廃止」 プール施設として再開した場合、安全・安心かつ市民のニーズに応え得る施設として運営を維持することは困難である一方、市内・近隣に年間を通じ利用可能な代替施設があることから、<u>プール施設は廃止とする。</u> ●羽村市水上公園における「子供の遊び場の整備」 年間を通して利用可能な施設とすることで、より多くの市民に長期的かつ持続可能なサービスを提供していくことが<u>有効な活用方法</u>であることから、東京都の補助事業「子供の遊び場等整備事業補助金」の決定を受け、『<u>子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくり事業</u>』として<u>子供の遊び場の整備を実施する。</u>
子供の遊び場の整備 本書第4章.2	<ul style="list-style-type: none"> ●子供が主体的に「創る・育む」遊び場づくり事業 ～自分の遊び場は、自分でつくる～ 「コト」にフォーカスした責任あるミッションで<u>子供の主体的参画を促進し、事業を通じた様々な人との関わり、地域活動への参画、積極性を磨く経験を通じて、子供の生きる力を育てる。</u>また、地域の事業者や団体との協働による事業推進により、<u>主役の子供とそれを支える大人たちとの関係構築を図り、限られた時間・予算の中で子供の「創る」を具体化する</u>のはもちろんのこと、3年後の業務完了後も<u>公園と子供を育むために、持続可能な管理運営、活用、プロモーションの基礎を構築する。</u>
市の上位関連計画との整理 本書第2章.1	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の多様な主体の連携 共生社会にむけたバリアフリー化、世代を超えた地域交流に資する、<u>小地域ネットワーク活動の促進、ボランティアの活躍や若者の参画、地域の事業者や団体との連携</u>など、地域の多様な主体の連携を促進する場、機会となる。 ●公園・公共施設の適正化 人口減少・ニーズ変化・財政的制限といった現況をふまえ、<u>公園の充実・公共施設の長寿命化、公共施設の集約化・複合化・廃止、計画的な維持管理・更新・整備、また民間の知見やアイデアの活用による、公園・公共施設の適正化が必要である。</u> ●こどもまんなかはむら 「こどもまんなかはむら」の具体化施策として、<u>子供の遊び場・子供の居場所の充実、子供の地域交流と社会参画の促進、地域と連携した学習の場の提供をする事業として、子育てしやすいまちづくり、若い世代の暮らしやすさの促進につながる。</u>
市民ニーズの把握と整理 本書第3章	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の活用とサービスの向上 <u>施設の老朽化位対策、自然の豊かさの活用、利便性の維持（アクセス・トイレ）、屋外の日陰の確保、駐車場の確保、休憩所（屋内空調完備・飲食スペース）の整備</u> ●遊び場への活用 <u>多世代交流ができる多目的施設として年間利用、大型複合遊具、身体活動系遊具の整備）、水遊びの場やアクティビティの提供</u> ●子供の居場所・子育て支援施設 <u>子供の居場所（高学年）づくり、子育て支援施設（休憩・授乳・おむつ交換）の整備、羽村で子育てする魅力（身近な公園や緑、自然に触れる場所）</u> ●持続可能な施設・とりくみ 管理運営の<u>担い手育成（意識を高める働きかけ）、管理運営の担い手に対する行政支援、管理運営の仕組みづくり、定期的なイベント実施、近隣ボランティアを巻き込む魅力的な整備</u>

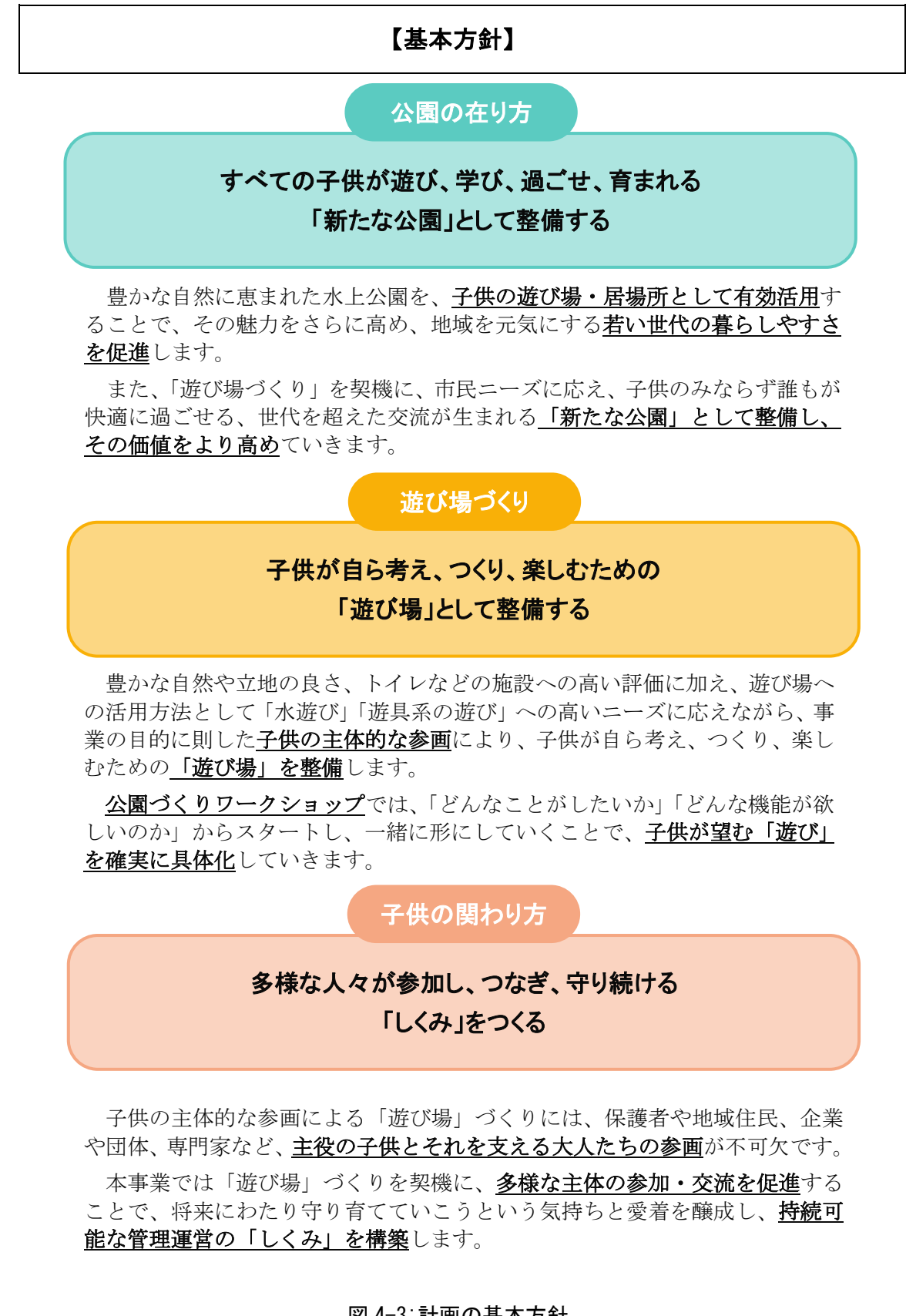


図 4-3: 計画の基本方針

(4) 事業スケジュール

本事業は、令和7年度から3カ年度で実施するものです。

令和8年度からは、遊び場づくりワークショップ・イベントと並行し、子供を主役として意見交換を行いながら、設計や工事を進めていきます。

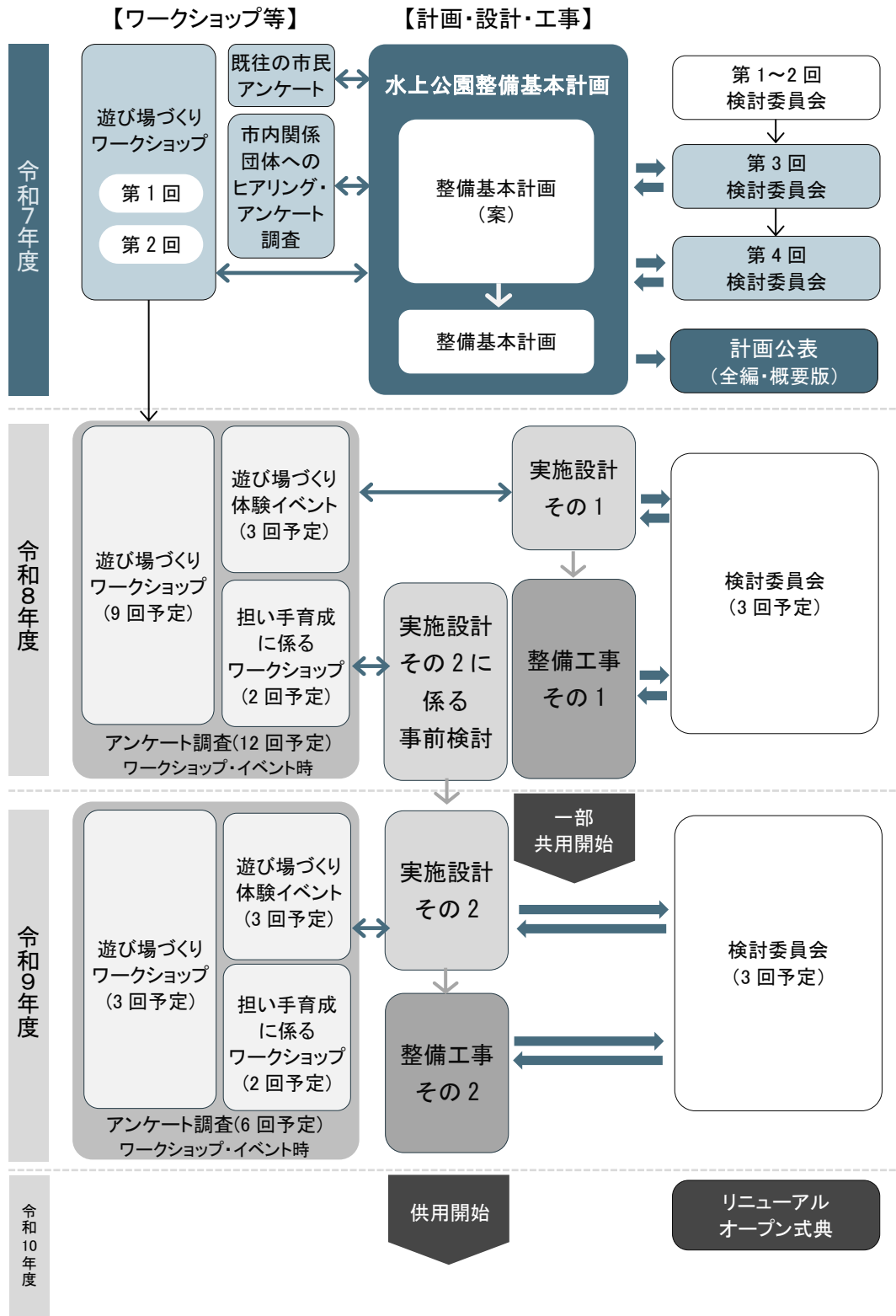


図 4-4 : 事業スケジュール

第5章 整備計画の概要

1. 概要図

(1) 屋外ゾーン

公園全体の居心地を向上するための「公園環境ゾーン」、豊富な遊びの要素を配置する「遊び場設置ゾーン」、既存の管理棟内の「屋内ゾーン」の3つのゾーンに分類し整備の概要図として整理しました。

遊び場の整備内容は令和8・9年度に実施するワークショップなどの意見を踏まえて具体化していく

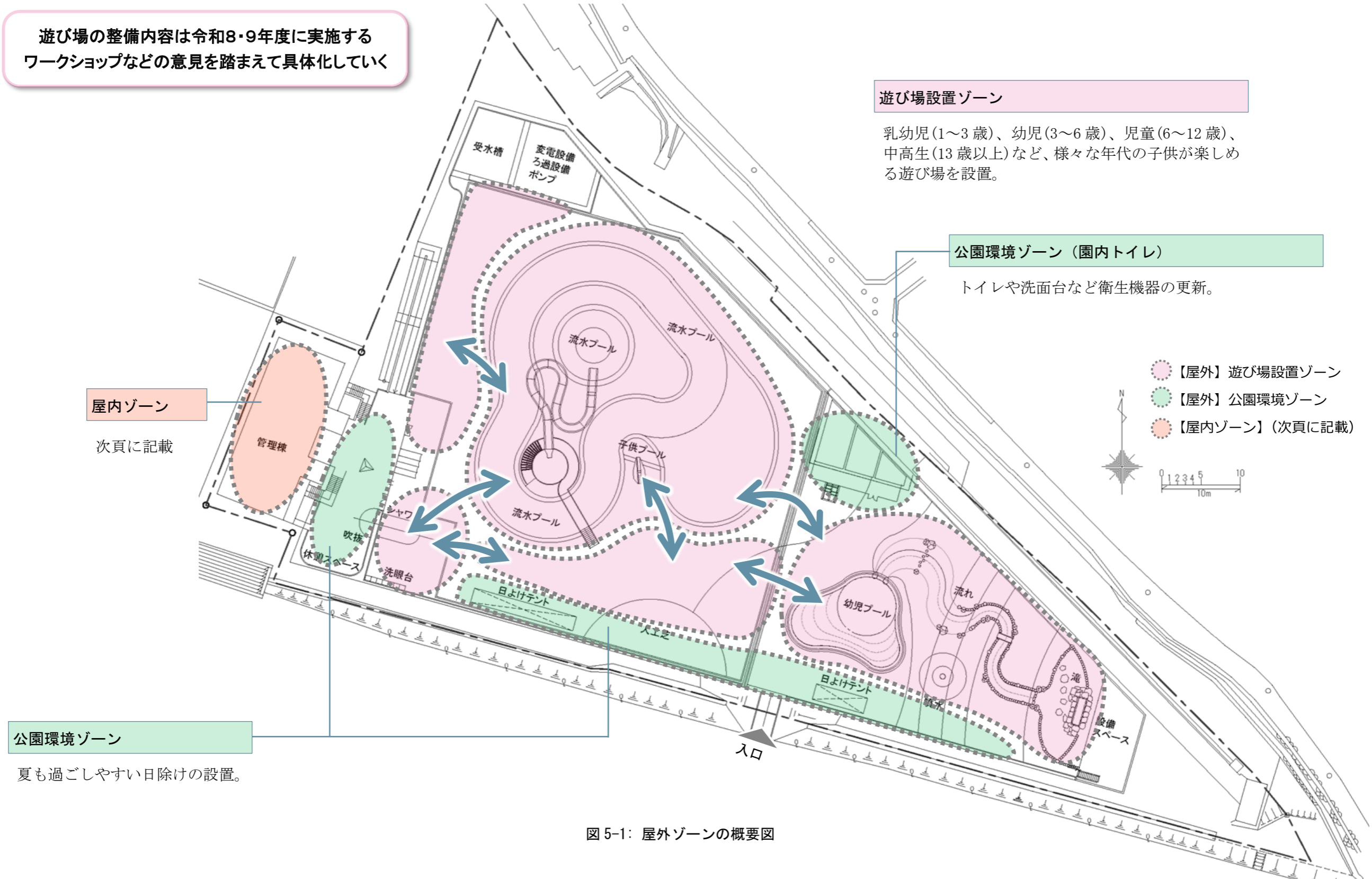
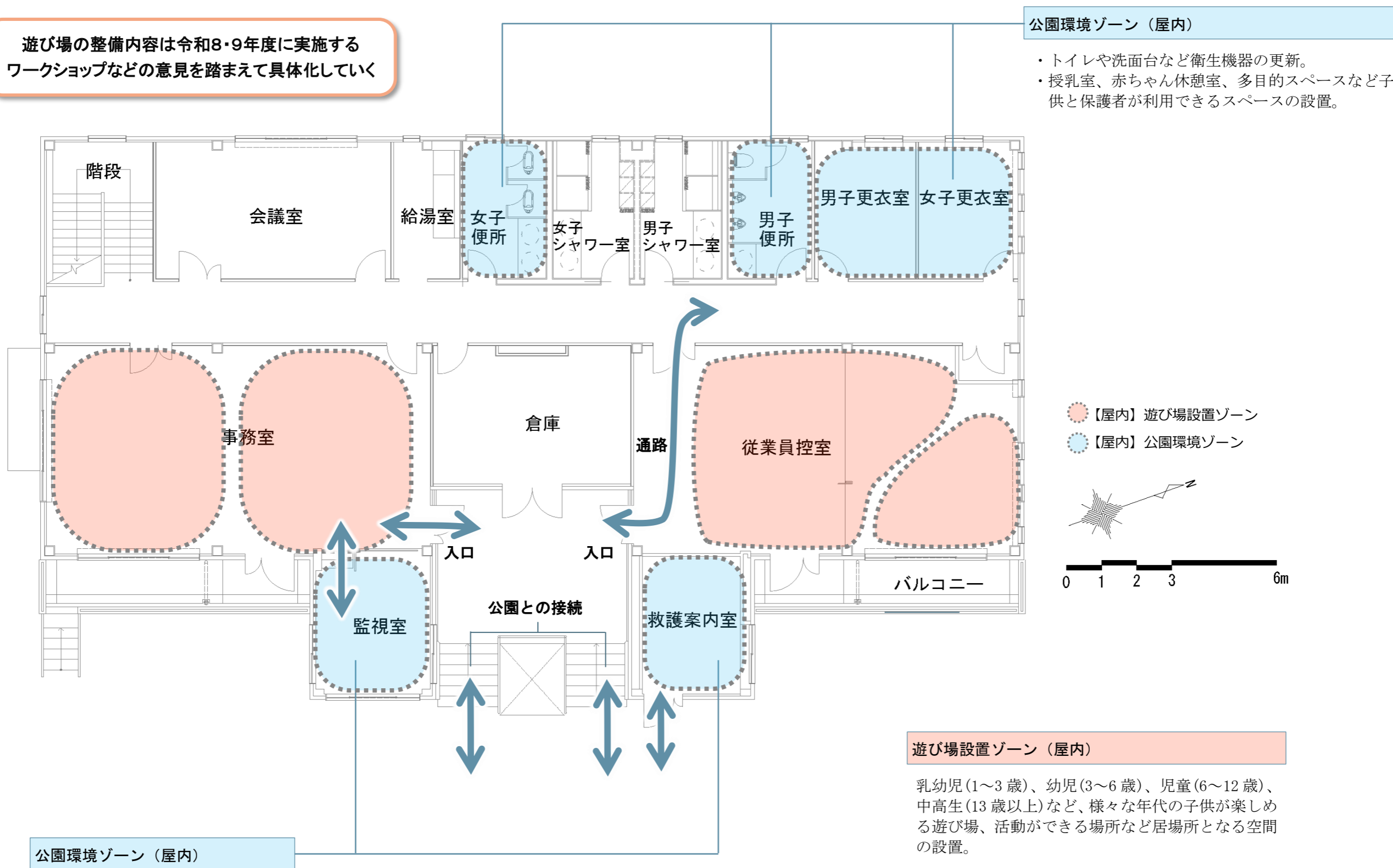


図 5-1: 屋外ゾーンの概要図

(2) 屋内ゾーン (管理棟)

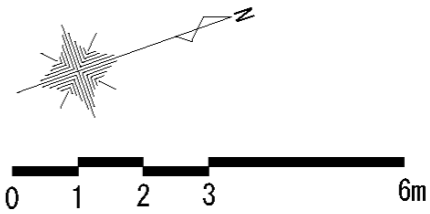
遊び場の整備内容は令和8・9年度に実施するワークショップなどの意見を踏まえて具体化していく



公園環境ゾーン (屋内)

- ・トイレや洗面台など衛生機器の更新。
- ・授乳室、赤ちゃん休憩室、多目的スペースなど子供と保護者が利用できるスペースの設置。

- 【屋内】遊び場設置ゾーン
- 【屋内】公園環境ゾーン



遊び場設置ゾーン (屋内)

乳幼児(1~3歳)、幼児(3~6歳)、児童(6~12歳)、中高生(13歳以上)など、様々な年代の子供が楽しめる遊び場、活動ができる場所など居場所となる空間の設置。

公園環境ゾーン (屋内)

遊びの合間の休憩スペース、保護者の見守りスペースの設置。

図 5-2: 屋内ゾーンの概要図